

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和3年12月16日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 伊藤裕一

5番 長田麻美

6番 山本伸子

7番 柳井哲也

8番 石原幸雄

9番 甲斐徳之助

10番 池辺己実夫

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 諸橋太一郎

19番 市川圭一

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和3年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和3年12月16日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第58号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5. 議案第60号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6. 議案第61号 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第62号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8. 議案第63号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第64号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10. 議案第65号 市道路線の路線変更について
- 日程第11. 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 日程第12. 議案第67号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13. 意見書案第14号 土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について
- 日程第14. 意見書案第15号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について
- 日程第15. 請願第 5号 公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願
- 日程第16. 議案第68号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17. 議員提出議案第4号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第18. 意見書案第16号 水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について
- 日程第19. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第21. 閉会中の事務調査の件

追加日程第1. 決議案第6号 議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
に対する附帯決議について

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、池辺議員から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。10番池辺己実夫議員。

○10番 池辺己実夫 議員 私が12月7日に行いました一般質問の最後で、答弁書の扱いについて発言した部分がありましたが、不適切な内容でしたので、この部分は削除をしていただくようお願い申し上げます。以上です。

○杉森弘之 議長 この際、諸般の報告をいたします。

議案第59号に対する修正案の1件、市長提出議案第68号の1件、意見書案第16号の1件、議員提出議案第4号の1件が提出されましたので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、日程第1、議案第56号ないし日程第12、議案第67号の12件、日程第13、意見書案第14号及び日程第14、意見書案第15号の2件、日程第15、請願第5号の1件を一括議題といたします。



議案第56号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第57号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第58号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第60号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第63号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第65号 市道路線の路線変更について

議案第66号 工事請負契約の締結について

議案第67号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

意見書案第14号 土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

意見書案第15号 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

の提出について

請願第 5号 公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和3年12月16日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 藤田尚美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
意見書案第14号	土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第15号	文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について	否決
請願第5号	公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願	採択

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和3年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月8日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第14号は、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出についてであります。

本件は、日本国内の土地を外国人が所有することを禁じる等、土地利用規制法を強化改正すること並びに外国人の土地所有を禁じる上で支障となっているサービス貿易に関する一般協定における「日本人と外国人の待遇に格差を設けてはならない」とのルールを見直すことを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、外国人ということを殊さらに掲げて土地所有を禁じることは、外国人差別の助長につながることから、この意見書は提出すべきではないとの意見がありました。

意見書案第15号は、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出についてであります。

本件は、文通費及び立法事務費の用途について、牛久市議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出及びネット公開を責務とする規定や、政治団体等へ寄附する行為を禁ずる規定、残金が発生した場合は返金することを義務とすることなどの規定を設けることを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、文書通信交通滞在費のみならず、憲法に反する政党助成金の見直しにまで踏み込んでほしかったが、意見書案の趣旨には賛同する。この意見書案にある4つの事項が国会できちんと決まるか疑問であるので、この意見書の提出は有効であるなどの意見がありました。

また、意見書案の趣旨には賛同するが、文書通信交通滞在費については国会で方向性が決まる見通しであり、決まった後に意見書を提出しても時期的に遅いのではないかと意見もありました。

請願第5号は、公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願であります。

本件は、地場産業育成の観点から公共工事の入札に係わる業者の指名については、「市内業者」を優先し、市外業者は補完的な存在とすることなどを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、近年は大地震やゲリラ豪雨などの災害がいつ発生してもおかしくない状況にあり、市内において道路の損壊や河川の氾濫があれば、真っ先に市内業者が復旧作業に当たることからも、この請願は至極当然と言えるものであるとの意見がありました。

また、地域経済を活性化するためにも地場産業の育成は必要不可欠であるとの意見もありま

した。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、意見書案第14号は、可否同数により委員長裁決の結果、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

意見書案第15号は、可否同数により委員長裁決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

請願第5号につきましては、全会一致により内容適切なものと認め、採択すべきものと決定いたしました。

また、市役所庁舎の現状と今後の対応についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛てに申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、甲斐保健福祉常任委員長。

令和3年12月16日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 甲 斐 徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第56号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第58号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇〕

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和3年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月9日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第56号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、書面等による申請等が改正になり、どのくらい負担軽減になるのか、この改正により施設に係る費用に対する補助があるのか質疑がなされ、市執行部からは、実際には各施設においてデジタル化が進んでおり、書面等の申請が電磁的記録だけを残すことになれば、大分負担軽減される。また、デジタル化の導入については、民間保育園に対し業務改善のICT化の補助金を活用することになるとの答弁がありました。

議案第57号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。

議案第58号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、令和4年1月1日以降の分娩について、出産育児一時金の支給額40万4,000円を40万8,000円に引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、現状の出産育児に係る分娩費用と出産育児一時金の支給額40万4,000円の差が広がる一方で、実際の分娩費に見合うような政策や制度について質疑がなされ、市執行部からは、出産に要する費用は全国平均で46万円程度と、現在公費で支給している出産育児一時金よりも多い金額がかかっているのが実状である。しかしながら、国保の出産一時金に関しては、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき40万4,000円と厚生労働省が認めた脳性麻痺などの障害児のための保険分が加算することができるという法に基づいて条例等をつくっているのが、牛久市の国民健康保険の中でその分の上乗せは難しいと考えているとの答弁がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第56号ないし議案第58号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、池辺環境建設常任委員長。

令和3年12月16日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第65号	市道路線の路線変更について	原案可決
議案第66号	工事請負契約の締結について	原案可決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和3年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月9日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第65号は、市道路線の路線変更についてであります。

本件は、市道整備事業に伴い市道4号線の路線を変更するものであります。

審査に当たり委員からは、当該路線の整備目的について質疑がなされ、市執行部からは、災害時の医療拠点となる牛久愛和総合病院へのアクセス向上、さらに地域の通学路等としての利用を目的として整備していくとの答弁がありました。

また、委員からは、整備予定地域の地権者の協力について質疑があり、市執行部からは、地権者については、これから実施設計を行うことからまだ確定していないが、これまでも地元行政区とも協議をしており、行政区としても地元への説明等に全面的に協力していただいていることから、地権者との交渉に当たっては地元行政区と協力しながら進めていくとの答弁がありました。

議案第66号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、牛久駅西口歩道橋改修工事について、牛久駅とエスカード牛久ビルを結ぶ歩道橋の耐震補強及び屋根の設置を行う工事請負契約を締結するものであります。

審査に当たり委員からは、当該工事の財源について質疑がなされ、市執行部からは、事業費の2分の1が国の補助金、残り2分の1のうち90%が市債、10%が一般財源であるとの答弁がありました。

また、委員からは、バリアフリー工事との兼ね合いについて質疑があり、市執行部からは本工事における屋根の設置は、広場における横断歩道の設置後に行うことを考えており、広場の改修工事が3月までとなっていることから、屋根の設置については4月以降となる見込みであるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、周辺環境による突発的な強風、いわゆるビル風による影響について質疑があり、市執行部からは、国が定めた基準等に基づき、局地的な影響による平均風速の割増し等も考慮した上で設計を行っており、本工事において設置される屋根の構造についてもビル風等による影響を考慮したものとなっているとの答弁がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第65号及び議案第66号は、全会一致により内容適切なもの認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、太陽光発電等の再生エネルギーに係る条例等の整備についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、須藤予算常任委員長。

令和3年12月16日

牛久市議会議長 杉 森 弘 之 殿

予算常任委員会

委員長 須藤京子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第59号	令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第60号	令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第61号	令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第62号	令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第63号	令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第64号	令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第67号	令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）	原案可決

〔予算常任委員長須藤京子議員登壇〕

○須藤京子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和3年12月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月10日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第59号は、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）でありまして、既定の予算額に4億2,391万5,000円を追加し、予算の総額を298億400万2,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為及び地方債について補正するものです。

初めに、経営企画部所管の歳入歳出について、委員からは、経営安定化補助金の支出によって牛久シャトー株式会社を存続させようとする理由、補助金の支出が認められなかった場合の牛久シャトー株式会社はどのような経過をたどるのか、それによる牛久市への影響などについて質疑がなされ、市執行部からは、牛久シャトー株式会社から提出されたコロナ禍を受けて算出された現在の収支見込みは、市と牛久シャトー株式会社の間で協議を重ね、決して過大に見込むことのないよう見直しを求めた末に提出されたもので、その収支見込みによれば、コロナ禍が終息すれば黒字に転じる見込みが十分にあること、緊急事態宣言が解除された10月、11月は客足が動き出し、ショップやレストランにおける売上げが回復基調にあったこと、茨城農芸学院等の協力を得て始まったワインの醸造事業を終了することによる影響などを総合的に勘案した上で経営安定化補助金を支出する判断をした。補助金の支出が認められなかった場合には、牛久シャトー株式会社は早ければ来年1月に資金ショートにより倒産し、清算手続に入らなければならない状況となり、営業施設を直ちに停止し、裁判所等への申立てを行っていくことになる。市としては、所有者であるオエノンホールディングス株式会社と牛久シャトーの返還も含めた協議に入ることになる。それによる市への影響としては、牛久シャトーの返還についての協議をオエノンホールディングス株式会社と行った場合、違約金を請求される可能性があること、ワイン醸造免許の交付を受けてから1年未満でワイン醸造事業を終了するとすると、牛久シャトーでのワイン醸造が今後はできなくなる可能性もあることなどのほかに、日本遺産として牛久シャトーを維持していくのが困難であるとの判断がなされれば、オエノンホールディングス株式会社から日本遺産認定を返上することが考えられる。そのようなことになれば、牛久シャトーと共に日本遺産に認定されている甲州市にも多大な影響があるものと考えているとの答弁がありました。

また、今回の補正予算と来年度当初予算で合わせて7,000万円の補助金を、経常経費だけでなく投資的経費に充てることによって牛久シャトー株式会社の経営を立て直すことは可能なのかとの質疑がなされ、市執行部からは、市からの補助金が投資的な意味合いを持った事業に充てられたとしても、それによって経営が改善される方向に向かうのであれば、充当を制限するものではないとの答弁がありました。

また、委員からは、多くの市民による嘆願書があつて牛久シャトー株式会社が設立された背景から、2,000万円の補助金の支出を提案するに至った経緯について市民へ周知するための周知方法と、オエノンホールディングス株式会社との賃貸借契約に定められた国指定重要文化財の保存活用の方法や、賃借料の見直しについて質疑がなされ、市執行部からは、市民への周知については、牛久シャトー株式会社のホームページにおいて積極的に情報発信していくよう以前から求めているところであり、市としては今後も積極的な情報発信を求めていく方針で

ある。市からは、広報紙等を使って周知していくことを庁内で検討しながら考えていきたい。国指定重要文化財の保存については、昨年度地震により本館の天井の一部が崩落、また今年度は雨漏りが見つかったため、文化財施設に損傷がないか検査するとともに補修工事等を行っており、活用については主なものとして、牛久シャトーを広く周知する目的として施設内にビジターセンターの設置、日本遺産の動画を制作、ウェブサイトの構築、小中学生用の教材として日本遺産認定ストーリーの漫画の制作、多言語対応の園内解説板の設置、多言語対応のパンフレットの作成、ツアーガイドの育成、モニターツアーの実施、さらに今年度は牛久市内の洋菓子店の協力を得てワインを使ったケーキの開発にも取り組んでいる。賃貸借契約の見直しについては、市においても以前から契約の見直しについての意見があり、今年の初め頃から契約見直しについてオエノンホールディングス株式会社と協議を行い、オエノン側でも社内で検討しているところである。現在は市とオエノンの双方において検討している状況であるが、今後も引き続き賃借料の引下げについて協議していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、経営安定化補助金がどのように使われるか市では把握しているのか、牛久シャトー株式会社から補助金の申請はあったのか、牛久シャトー株式会社の社長の責任や市執行部の責任について質疑がなされ、市執行部からは、補助金の支出に当たっては市の規則や補助金に関する基本方針に基づいて支出を行う予定であり、基本方針では人件費の場合、補助事業に直接関係があると認められるもの以外への充当は原則として認めないという方針が打ち出されていることから、充当先として人件費への充当ではなく、その他の管理費等の経費への充当と捉えている。牛久シャトー株式会社からは収支計画書が提出され、会社による資金調達も厳しい状況にあり、このままでは資金ショートするという状況において、市として支援をするにしても出資、貸付け、または補助金などについて検討を行った結果、最終的に補助金しかないという結論に至り、今回の補正予算に経営安定化補助金を計上した。補助金の申請については、牛久シャトー株式会社から補助金の申請はないが、補助金等適正化委員会の審議を経て、庁議に付し、補正予算案を提出するに至っている。社長の責任について市としては、今回の赤字の要因はコロナ禍によるものであり、これまでクラウドファンディングを含め出資等を募るとともに、民間企業と意見交換を行ったところでは今の経営状況では社長の交代を考えてもすぐに引受手は見つかりにくいとの意見があったこと、コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた10月と11月においては収支状況に改善が見られたこと、それと並行してブドウの栽培等の取組が進んできていること、こういった状況から、まずは牛久シャトー株式会社の存続が最優先であると考えている。執行部の責任については、現在話し合いをしているところであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、小学生通学用ヘルメットについて質疑がなさ

れ、市執行部からは、製造工場の労務賃金や生産コスト、輸送に係る燃料費の高騰によりメーカーでの価格改定による値上げが見込まれること、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送便の本数が減少したことにより新入学生分については予定どおり納入できるが、在校生分については2か月ほど納入が遅れるとの答弁がありました。

議案第67号は、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、既定の予算額に6億6,123万7,000円を追加し、予算の総額を304億6,523万9,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものであります。

歳出の主なものとして、子育て世代への臨時特別給付金、子宮頸がんワクチン接種に係る委託料等、米飯給食について弁当方式から飯缶方式に変更となる小中学校への備品購入費の増額計上であります。

教育委員会所管について、自校炊飯を行っていない小中学校は7校あり、当該小中学校において、現在は御飯を個々にお弁当箱に入れてもらう方式で納入していたが、業者の事業撤退に伴い、他社参入を促すため、大缶で御飯を納入し、各学校で1人分ずつ茶碗に御飯を盛る「飯缶方式」に切り替えることにより、茶わん及び茶わんを消毒保管するための消毒保管庫が6校分必要になるとの説明が市執行部よりありました。

委員からは、自校炊飯は検討したのかとの質疑がなされ、市執行部からは、自校炊飯の整備は検討に入れているが、業者が示された時期的なもので難しい。もし今後、自校炊飯を進めた場合であっても、茶わんや消毒保管庫は必要になるため無駄にはならないとの答弁がありました。

また、委員からは、飯缶方式について他市町村での導入の状況について質疑がなされ、市執行部からは、近隣他市町村に調査を行った結果、多数の市町村で飯缶方式を取り入れているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管の歳入歳出について、委員からは、検診のシステム改修、検診結果を利活用しての具体的な情報連携について質疑がなされ、市執行部からは、検診システム改修は2つあり、1つ目は、検診機関から自治体に提出する検診結果の様式を標準化して、自治体の基幹システムに取り込むためのシステム改修である。2つ目は、その検診結果についてマイナポータルを通じて個人に提供するために、データ標準レイアウトを定めて中間サーバーに副本登録をするシステム改修であるとの答弁がありました。

また、委員からは、住宅確保給付金事業の利用者数について、未熟児養育医療費の対象となる未熟児の状況について質疑がなされ、市執行部からは、住宅確保給付金事業の実績は、令和2年度延べ24世帯に275万1,000円の給付を行った。今後も引き続き丁寧な説明と案内を実施していく。未熟児養育医療費の対象となる未熟児は、生まれたときの体重が2,00

0グラム以下、生まれたときに体温が34度以下でチアノーゼがあったり、生まれて24時間以上排便がなかったり、黄疸が強い等様々な症状がある場合に、医師が入院療養を必要と認めた場合に対象となる。多くの場合、早産や先天性の疾患のあるケースが多い。これまで平成30年が32件、令和元年24件、令和2年14件、今年度は4月から9月まで20件と前年を上回っている。給付した方への支援については、保護者の方への精神的なフォローや訪問看護等の支援を実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、3回目対象者の新型コロナワクチン数の確保、ワクチンはファイザー社製かモデルナ社製なのか、7月にワクチンを受けた方は全てファイザー社製なのか質疑がなされ、市執行部からは、ワクチン数の確保は、来年1月までの分としてファイザー社製が来る予定となっている。それ以降は、ファイザー社製かモデルナ社製なのか、供給量については、通知がないところである。ワクチン接種が1回目、2回目ファイザー社製であっても、全てファイザー社製のワクチンにはならないだろうと言われている。今確保できているのは、令和3年4月、5月に受けた医療従事者等の方に対し、この12月、1月に接種していくことになるとの答弁がありました。

議案第60号は、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入の保険給付費等交付金（普通交付金）の1億3,000万円につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費負担金の不足見込み分の増額計上に伴い、同額を増額計上するものであります。

議案第62号は、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,885万4,000円を減額し、総額をそれぞれ64億4,200万円とするものであります。歳出の主なものとして、介護保険の地域密着型介護サービス給付費等について、上半期の給付状況を踏まえ下半期の支出を見込んだ上で減額するものであります。歳入の主なものとして、歳出の介護保険給付費の補正に伴い、保険料のほか、国、県、市が負担すべき割合に応じてそれぞれ補正するものであります。

議案第63号は、牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでありまして、歳入の主なものとして、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金の343万7,000円は、令和2年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う精算交付分であり、同額を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第67号の子育て世帯への臨時特別給付金を支給する事業について、審査に当たり委員からは、子育て世帯臨時特別給付金の5万円分の中学生までの対象者数と支給時期、所得制限で支給されない世帯数の把握はできているのか、1月になったら通知する高校生とは市内在住全員なのか質疑がなされ、市執行部からは、先行給付の振込日は、システム改修が完了し、1

2月27日月曜日を予定している。児童手当の特例給付の対象者は約1,000人となっているので、対象とならないのは1,000人である。高校生の場合でも同世帯に中学生がいる場合は一緒に振込ができ、高校生のみの世帯は郵送で申請することになるとの答弁がありました。

次に、委員からは、所得制限960万円以上の方は対象外となり、児童手当支給以外の対象外の方の今後の対応や世帯主以外の給付について質疑がなされ、市執行部からは、所得制限960万円以上の方は、市の財政状況や考え方など慎重な協議が必要である。世帯主以外の特別な事情の場合には、国からのQ&Aを基に給付するとの答弁がありました。

また、委員からは、5万円の先行給付後の対応はクーポンなのか、国からの指示ではなく市としての対応について質疑がなされ、市執行部からは、5万円の先行給付後の対応は、国の判断を踏まえて適切かつ迅速に対応するとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部所管について、委員からは、北部地域宅地開発に係る地権者との交渉状況について質疑がなされ、市執行部からは、10月に地権者を対象とした勉強会を開催し、計画についてはおおむね理解いただいている状況であるとの答弁がありました。

また、北部地域宅地開発における建設に当たってのゼロカーボンシティや生物多様性の観点からの環境配慮について質疑がなされ、市執行部からは、現在土地利用計画等を検討している段階であるため、今後環境関係の部署とも協議しながら、公園や緑地の整備を含めて環境配慮の考え方を取り入れながら進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは、牛久市事業者応援給付金について、予算を超えた申請があった場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、対象となる認定を受けた事業者について把握していることから、予算を超える申請はない見込みであるが、万一予算を超えた場合においても条件を満たしていれば支給できるようにしたいとの答弁がありました。

また、委員からは、市営猪子住宅建設の先送りに関して、今後の見通しについての質疑があり、市執行部からは、来年度の材料価格の状況を見ながら令和5年度に事業を再開できるかどうかを判断したい。設計についても国庫補助金が入っていることから、事業の取りやめは考えていないとの答弁がありました。

議案第61号は、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に87万9,000円を追加し、予算の総額を1,963万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為を新たに設定するものです。

審査に当たり委員からは、とくどく市の今後の再開に向けた考えについて質疑があり、市執行部からは、コロナ禍が落ち着いてきていることから、会場の状況等を勘案した上で再開に向けた検討をしている状況であるとの答弁がありました。

議案第64号は、令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、資本

的収入及び支出及び債務負担行為について補正するものです。

審査に当たり委員からは、汚水管の点検箇所について質疑があり、市執行部からはストックマネジメント計画の中の点検調査について、現在までに優先度の高い刈谷町地内及び第2つつじが丘の一部を発注しており、今回の補正予算においても、第2つつじが丘での調査を予定しているとの答弁がありました。

以上、7件であります。

討論においては、議案第59号の牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金について、株主としての市の責任や牛久シャトー株式会社の役員報酬等の問題について触れ、これからは牛久市が株主権を最大限に発効し、役員の報酬や事業計画など大きな指導力を発揮してもらいたいという賛成討論や、補助金の使途の不明確さや賃借料の猶予、役員報酬などについて納得できるものではないとの反対討論がありました。

また、議案第59号に対しては、牛久シャトー株式会社への補助金は今年度と来年度の2か年に限定することや、経営安定化のための事業計画策定、経費削減、同社の情報の開示等を求める趣旨の附帯決議が委員より提出されました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第59号は賛成多数により、議案第60号ないし議案第64号及び議案第67号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

ただいまの委員長報告の中で、文言の訂正をお願いいたします。

4ページの中に、「住宅確保給付金事業」と私、申し上げましたけれども、そこは「住居確保給付金事業」となりますので、何回か「住宅確保給付金給付事業」と申し上げておりますが、それらをいずれも「住居確保給付金事業」と訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○杉森弘之 議長 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、各委員長への質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時49分休憩

午前10時57分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）については、利根川英雄議員外3名から修正案の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。22番利根川英雄議員。

〔22番利根川英雄議員登壇〕

○22番 利根川英雄 議員 2021年12月議会、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議であります。

特に、商工費の中の観光費、負担金補助及び交付金、牛久シャトーを利活用する事業の経営安定化補助金を2,000万円のみについて修正するものであって、そのほかコロナ感染症対策等については同意するものと、まず初めに申し添えておきたいと思います。

市議会議員全員協議会や牛久シャトー株式会社の役員を招いての勉強会、議案審議を通じて数多くの疑問と市民に説明できない内容を多く含んでおります。その一つが今議案に提案されている経営安定化補助金です。これは牛久シャトー株式会社が要求したものでないことが明らかになり、さらに約3か月での経営安定化も説明されませんでした。この2,000万円の補助金の説明では、運営資金とのことだけでした。言ってみれば、何に使われるかはっきりしないわけであります。この金額は、市の担当者の試算ということも分かりました。牛久シャトー株式会社の役員も説明できないのはうなずけます。

また、牛久シャトー株式会社の試算では、令和7年度まで赤字が続くというのであります。これまで、牛久シャトー株式会社に対し、3年間の賃貸料について猶予をしております。来年度がその期限です。今年度の一般会計予算から2,000万円の補助金支出、来年度は当初予算で5,000万円の支出を予定しております。それでも賃料を払えず、赤字経営であります。さらに、その後の年度を含め、3年間も赤字と試算されております。

ところが、牛久シャトー株式会社の役員は黒字にするとっております。ならば、市からの補助金は辞退すべきではないでしょうか。今年度赤字だからといって即倒産にはなりません。一例として民事再生という方法があります。今の事業を継続しながら経営を立て直す、再建型というものであります。2,000万円の補助金を出さないと即倒産、牛久シャトーをオエノンホールディングス株式会社に返還とはなりません。脅しとしか言いようがありません。

さらに、牛久シャトー株式会社からは9月下旬頃、資金がショートするとの報告があっただけで、牛久シャトー株式会社からの補助金申請はなかった。2,000万円や3か月の経営安

定化の提案もなかったことも明らかになりました。補助金等適正委員会での議論も、担当からの申請だけで牛久シャトー株式会社からの明確な資料が提出されなかったとの判断もできます。これまで執行部答弁は、新たな出資金や補助金は出さない、債務保証をしないということでありました。それが180度変わりました。牛久シャトー株式会社からの補助金申請や今年度の経営安定化計画も示されていない。このような中で補助金適正化委員会はどのような審査をされたのでしょうか。付度と言われても仕方がないと思います。

牛久シャトー株式会社の社長は、自分しか黒字にできないような自信を見せました。しかし、今後の収支見込みは創業5年まで赤字となっております。牛久シャトーの賃料は年間5,500万円です。3年間は猶予となっております。ところが、4年目以降赤字なら、この猶予期間を延長するとの答弁もありました。これでは赤字が続く限り、賃料の猶予がいつまでも続き、市からの補助を受けるのと同じになるのではないのでしょうか。

経営が立ち行かなくなったら解散もあり得るというような発言もされておりました。賃料は当然返還されるもの、さらに約1億円ある出資金は底をつきました。これへの積立ても考えていないとも答弁がありました。担保もない、出資金ゼロの会社にどこの金融機関が融資をするのでしょうか。牛久シャトー株式会社の最高責任者である社長をはじめとした役員の方々の努力で融資を受ける提案をしたのか。これまで社長は問題があれば責任を取るとしていました。ならば、自力再建すべきではないでしょうか。残念ながら、これに対する明確な答弁もありませんでした。

今回の問題での責任は、人件費削減に対して従業員10%、役員10%カットでは役員の方々の責任を果たしたとは言えず、従業員に何ら責任はありません。執行部はそれまでの答弁を180度覆すものであり、責任問題は当然であると考えますが、それについても明確な答弁はありませんでした。これまでの説明や審議の中でも、補助金を出さなければならない理由がはっきりしないというのが結論だと思います。

したがって、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議の提案をするものであります。以上です。

○杉森弘之 議長 以上で22番利根川英雄議員の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第59号に対する修正動議について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、議案第59号に対する修正動議についての質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。10番池辺己実夫議員。

〔10番池辺己実夫議員登壇〕

○10番 池辺己実夫 議員 議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

について、賛成の討論を行います。

本定例会に提案された補正予算の商工費、牛久シャトーの安定化を図るための補助金が計上されました。皆さんも御存じのとおり、先月23日の新聞朝刊に牛久シャトーの経営状況に関する記事が掲載され、多くの市民から私の下に「大丈夫なのか」、「潰れちゃうの」みたいな形で心配のお声もたくさん寄せられています。

牛久シャトーの復活再生を願う市民の一人として、私は何があってもシャトーの明かりを消してはならないと思い、本議案に賛成の意思を表明するとともに、これから牛久シャトーに対する支援の在り方について私の意見を述べさせていただきたいと思います。

今から3年前、2018年12月28日、オエノンホールディングス株式会社の発表どおり、牛久シャトーにおける飲食・物販施設が閉鎖され、私が幼い頃からイメージしていた牛久シャトーはその姿を消してしまったんだなと思いました。確かに国指定の重要文化財建造物の見学は、皆さんも分かるように、入って見ることはできます。あのすばらしい建物の中に入って見ることはできます。でも、飲食とか物販が閉鎖している園内は、もう活気すらなくなってしまって、私が幼い頃から思っていたシャトーのイメージが大きく崩れてしまって、私の中では本当にショッキングでした。きっと皆さんの中にもそういった思いをしている人がたくさんいるのではないかと思います。

施設の閉鎖の発表後、程なくしてかつてのシャトーのにぎわいを知る市民から寄せられたシャトー復活を願う署名は2万2,892筆を数え、310もの団体からの嘆願書も市に提出されました。正直、こういうときに嘆願書とか署名だけではなくて、シャトーを思うのであれば、私はそのときにシャトーのために使ってくれというふうなお金も添えていただけたら、気持ちはずっと通じるのかなと思いました。

しかし、この嘆願書とか市民の思いに背中を押されて、牛久市、根本市長を中心に執行部が、100%とは言わないですけども、99.9%ですか、そういうふうなもう100%に限りなく近い出資をして、牛久シャトーの再生の取組を始めました。そして、2020年6月、牛久市と山梨県の甲州市が共同で申請していた日本遺産に3回目にして認定されるという慶事も合わせたかのように、牛久シャトー株式会社による新しい牛久シャトーの運営が始まりました。

しかし、その行く手を阻んだのが皆さん御存じの新型コロナウイルスの感染拡大という本当に今まで経験したことのないような災害でした。新型ウイルスの感染拡大は、牛久の小中学校等の臨時休校をはじめ、公共施設の全面利用停止、外出は自粛、飲食店等々の時間短縮営業やアルコール類の販売自粛等々、国民、いや牛久市民の様々な行動に制限をかける事態を引き起こしました。このような時期にリニューアルした新生牛久シャトーの経営は大変厳しくなることはある程度予測はできたのですが、ここまでひどい状況になるとは正直誰も予測できなかった

たんではないかと思えます。

もちろん、牛久シャトー株式会社には今まで以上に経営努力を求めることは当然ですが、そのような中でも今年6月に酒類製造の免許が交付されたことで、園内で収穫したブドウによるワインの仕込みや3種類あるクラフトビールの製造販売なども手がけ、牛久シャトーのイメージを残しつつ、何とか経営の安定化を図ろうとする様子が私には見てとれます。

一方で、経営を引き継ぐに当たり、醸造施設をはじめ様々な設備の更新にも大きなお金を要したとも伺いました。リニューアルオープンするのに本当にお金はかかると思えます。私は飲食業を営んでいたことがあるので分かりますが、やはり人がいないとこれはできない仕事だし、そんな中営業してもコロナでお客様が見えない、来ない、そんな中で3年かけて黒字を図ろうとした経営戦略は、仮に誰がやってもそこのところはできなかったんではないかなと私の中では思っています。

万が一、シャトーが倒産ということになれば、今言ったような酒造免許はもちろんシャトーに出している免許ですから、潰ればなくなるのは皆さんも分かると思えます。結果、もう二度と今みたいなシャトーは、私はもう見られなくなってしまうと思うんですよ。ですから、そこを理解してもらって、何とかこれは、俺はこのまま続けるように資金を入れていただきたいと思っています。

私はもっと本当はお金を入れてほしいなと思っていて、コロナウイルス、今新しいウイルスでオミクロン株みたいな形になっているのではないですか。そうすると、まだやっぱり見通せない部分がたくさんあると思えます。もし、これ資金ショートして潰れたら、日本遺産の冠だって返上しなくてはいけないのではないかと思うんですよ。共同で取った甲州市に、根本市長、何てわびるのかなというか、牛久市として私はその辺のところも責任は大事ではないかなと思えます。ちょっと何かこうまとまらないんですけども、そういった思いで皆さんもぜひシャトーにこの予算を入れていただきたいことを切にお願いして、私の賛成の立場の討論とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 議案第59号、補正予算に対する反対討議を行います。

この補正予算について、ただ1点のみ反対です。それは、牛久シャトー株式会社への2,000万円の補助金を出すこと、これについてです。その理由が明確な根拠となる資料が議会に提出されていないし、その補助金を出す公益性から見て大きな疑問が湧くものです。執行部から出された資料から読み取れるのは、牛久シャトー株式会社の赤字補填のため補助金だということです。この赤字の要因としてコロナ禍があったことは十分に理解できますが、12月8日

に行われた予算委員会勉強会での牛久シャトー株式会社社長への質疑を聞くと、他の多くの民間企業がコロナ禍の下でも営業を続けるために必死の努力をしているのに比べて、何も有効な対策を取っていないように思えました。

昨年6月から営業を開始し、お客さんが当初計画よりも大きく激減することが分かっているながら、緊急事態宣言中も漫然と営業を続けていました。ところが、先ほどの修正案の提案理由にもありましたが、牛久シャトー株式会社からの申請もないのに補助金を出す。しかも、今年度だけではなく、来年度には5,000万円、これまでの議会での答弁を一気にひっくり返しています。その根拠となる説明、十分な資料も議会に提出しないままでというのはあまりにも議会を軽視しているのではないのでしょうか。

既に昨年度の牛久シャトー株式会社の決算報告、これでは1,300万円の債務超過で、普通の企業なら倒産必至です。ところが、何ら対策を取ってこなかった。今年度上期の損益計算書は議会に提出されましたが、資産状況が分かる貸借対照表、その他の決算書類、全然出てこない。今、債務がどれだけあるのか、負債がどれだけあるのかさえ私たちには知らされていません。そうした中で2,000万円という金額、どのように決めて、どのようにするのか。これはちょっと驚きです。

予算再建計画についてもない。予算委員会勉強会で、社長は当初計画を進めるという答えでした。コロナ禍によるとされる打撃からどのように軌道修正するのも示されない。10月、11月で売上げが伸び、経営が上向いていると口頭では言われていますが、その具体的な根拠及び売上げがどれだけ伸びているか、そういった数字が一切示されていません。

そしてまた、今後いつまでにどのように赤字を解消するのか、その根拠ある具体的な計画もない。いつまで土地建物の賃貸料の猶予を続けるのか、補助金をいつまで出し続けるのか、こういったことについて責任ある使途の明確な答弁がありません。肝腎の情報がないままに補助金を出すことだけが決められようとしています。判断材料がないままで決めるのは、議会の役割が果たせないばかりか、市民への説明もできません。

よって、議案第59号に対して反対し、その補正予算について賛成とします。議案第59号全体を見れば、市民のために大切な内容は含んでいるんですが、この1点のみ反対を申し上げて、私の反対討論とします。議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論とします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番黒木のぶ子議員。

〔16番黒木のぶ子議員登壇〕

○16番 黒木のぶ子 議員 意見書案第15号、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書に対する賛成討論をいたします。

この意見書は12月8日の総務企画常任委員会に付託されました。その際に、私はこの意見

書を反対いたしました。その理由といたしましては、現在、国におきましては臨時国会が12月6日から21日の会期中ということでありまして、また選挙も11月30日に終わったばかりであります。それぞれの政治家が政治に対する志を国民に示し、そしてまた約束して当選されたわけであります。国民の多くはコロナ禍で疲弊している中であり、また世論の盛り上がりもありますことから、この意見書に掲載されていますような内容につきまして、当然に法案化されてしかるべきと期待値は大きかったわけです。

そうした中で、この法案が成立された場合におきまして、その後で意見書の提出となりますと意味がないと考えたところであります。しかしながら、野党各党は使途公開を義務づけることに賛成し法案を提出しているにもかかわらず、自民党は日割支給については賛成であるとしておりますが、使途の報告書等の提出等、領収書添付については、使い道としてふさわしくないと批判されることが出てくるのではないかというような懸念をし、使途の公開は慎重になっているとのことです。

国会議員は、国民の負託を受け、国民の安全、そして安心のための法律をつくり、様々なルールを決める立場にあるわけです。にもかかわらず、自らの行動を律することに対し極めて消極的であることに対し、甚だ遺憾に思うところであります。

岸田首相の所信表明では信頼と共感、そして、自民党の茂木幹事長も国民の期待に応えていくと発言されております。ぜひ、この発言どおりに有言実行を希望するところであります。21日までの臨時議会はまだあと数日となっております。そうしたことから、会期中のこの意見書案第15号に掲載されていますような内容についての法案成立は無理と考え、この意見書案第15号に対し賛同するものです。以上です。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 意見書案第14号に対する反対討論を行います。

土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出についてでございます。この法律は、自衛隊施設、米軍施設、海上保安庁施設、国境離島とともに生活関連施設の周囲おおむね1キロメートルの範囲を中止区域として指定し、その区域内の土地と建物及び土地に付随する権利の取得、移転等を規制するものであります。この法案が国会に出されたときには多くの反対の声が上がっていました。日本弁護士連合会会長は会長声明を出し、その中で5つの反対理由を上げております。

第1には、重要施設の中には自衛隊等の施設以外に生活関連施設が含まれているが、その指定は政令に委ねられている。

第2には、地方公共団体の長等に対し、中止区域内の土地等の利用者等に関する情報の提供

を求めることができるとされているが、その範囲も政令に委ねられている。

第3には、中止区域内の土地等の利用者等に対して、当該土地等の利用に関し、報告または資料の提出を求めることができ、それを拒否した場合には罰金を科すことができるとされている。そこでは求められる報告、または資料に関しての何の制限もないことから、思想・良心を探知されるおそれのある事項も含まれている。

第4には、内閣総理大臣が中止区域内の土地等の利用者が自らの土地等を重要施設等の機能を阻害する行為に供し、または供する明らかなおそれがあると認めるときに、刑罰の威嚇の下、勧告及び命令により当該土地等の利用を制限することができることとされており。しかし、機能を阻害する行為や供する明らかなおそれというような曖昧な要件の下で利用を制限することは、中止区域内の土地等の利用者の財産権を侵害する危険がある。

そして、第5には、特別中止区域内の一定面積以上の土地等の売買等契約について、内閣総理大臣への届出を義務づけ、違反には刑罰を科すものとされているが、これも過度の規制による財産権の侵害につながるおそれがあるとしております。そして、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するとともに、曖昧な要件の下で刑罰を科すことから、罪刑法定主義に反するおそれがあると指摘しております。

法律を読んでみると、第1条で重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地が重要施設または土地等の機能を阻害する行為のように供されることを防止するためと目的を記しています。しかし、どのような土地利用が機能を阻害する行為なのか、全く定義されていません。その他の点でも、内閣総理大臣の定める基本方針に委ねられています。これでは法のていをはなしていないばかりか、時の政府の恣意的な運用の危険性があります。この法律をさらに強化し、農地などに広げ、さらに外国人の土地所有を禁じることは、先ほどの日弁連会長声明にある人権・財産権の侵害となります。さらに、近年問題となっている外国人へのヘイト、差別を助長するおそれがあり、とても賛成できるものではありません。

よって、意見書案第14号に反対をするものです。

議員諸氏の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番甲斐徳之助議員。

〔9番甲斐徳之助議員登壇〕

○9番 甲斐徳之助 議員 議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議案に賛成討論を行います。

市執行部は、これまでの定例会の議場において、第三セクター牛久シャトー株式会社の資金繰りなどに関し、関与は一切しないとこれまで一貫し答弁しているにもかかわらず、本定例会

において補助金の上程をされました。補助金の用途が明確にされない点、また方針変更といったおおよそ市民に説明のつかない理由で上程されていること、特に上げている理由にコロナ禍の影響とあるが、市民の声を聞いて回ると、コロナ禍の影響を受けている市内事業者はごまんとあり、皆苦しい中で会社存続のためのやりくりをしている。公的支援以上の同社を優遇する明確な理由が理解できないこと、また牛久シャトー存続は望む者の声は承知しているが、それは第三セクター牛久シャトー株式会社の経営の存続を望む声ではないことであること、また日本遺産登録や醸造権といった関連の手法も違う営業手法で運営は図れること、さらには経営陣の今後の事業計画や再建計画に見通しが見えないこと、以上4点の理由により、補正予算内の補助金を必要ない補助金と判断し、議員各位の賢明なる賛同を求め、本修正動議案に対する賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 ただいまの修正案に対する賛成討論は、原案に対する反対討論となりますので、次に原案賛成の方の発言を許します。5番長田麻美議員。

〔5番長田麻美議員登壇〕

○5番 長田麻美 議員 議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、議案第68号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第7号）の2件について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第59号、牛久市一般会計補正予算（第5号）について討論いたします。

平成30年第4回定例会において、牛久市議会は本市の観光振興に関する決議を全会一致で可決しております。その決議を再度読み上げます。

平成30年11月1日に新聞紙上に突然、牛久シャトーが本年末をもって飲食事業と物販事業から撤退するとの記事が掲載された。市長は牛久シャトーが本市の観光拠点の一つであるだけに、市民の思いをしっかりと伝えるとコメントをしているが、牛久シャトーは年間40万人が訪れる本市で屈指の観光スポットであり、牛久シャトーの飲食事業と物販事業の撤退は、観光客の激減は無論のこと、本市の経済や活力の低下を招来することは必定である。したがって、今回の牛久シャトーの飲食事業と物販事業からの撤退を一民間企業の問題と片づけるのではなく、本市の観光振興の観点から捉え、飲食事業と物販事業の継続と復活に向けて本市が可能な限りの支援策を講じるべきと判断する。以上、決議するというものでした。

この決議の背景には、市内外の310団体からの嘆願書、市民の皆様から2万2,892筆の署名が寄せられていたことがあったのは言うまでもありません。この嘆願書や署名、議会全会一致の決議に重きを置き、牛久シャトー株式会社が設立に至ったことは周知の事実であります。

このような決議を行った牛久市議会において、第三セクターがゆえにコロナ禍における国の

支援策である持続化給付金なども受けられず、経営難に陥っている牛久シャトー株式会社に対し、これまでの執行部が独立採算の立場から売上高継続に基づく収支見込みや事業計画の確認を行い、コスト削減やコロナ感染の落ち着きの中での業績改善の見込みが見えたため、方針転換し、経営安定化補助金を交付することは必定であります。

確かに執行部答弁に対しての方向転換はありました。しかしながら、答弁に対しては方向転換があったものの、牛久シャトーの存続を求める市民の思いを伝えること、そして本市屈指の観光スポットを失わず、本市の経済や活力の低下を避け守る、そのための大きな決断であると考えます。

答弁撤回よりも、市民の思い、失ってから取り戻すことができない歴史的財産である牛久シャトーを市の観光スポットとして守れないこと、それこそが市政の方向転換、そして議会の決議撤回となるのではないのでしょうか。

よって、決議にもありましたとおり、一民間企業の問題と片づけるのではなく、本市の可能な限りの支援策を講じるべきと判断いたします。以上の理由から、賛成させていただきます。

次に、議案第68号……

○杉森弘之 議長 長田議員に申し上げます。

議案第68号はまだ上程されておられませんので、その後をお願いいたします。

○5番 長田麻美 議員 失礼いたしました。

それでは、1件について賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。4番伊藤裕一議員。

[4番伊藤裕一議員登壇]

○4番 伊藤裕一 議員 意見書案第14号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書案について、反対の立場から討論をいたします。

意見書案中にも示されているとおり、国防上の観点から土地利用の規制を強化していくこと、これについては反対するものではございません。しかしながら、この意見書では「外国人が土地を所有することを禁じる等」と記載されており、その規制の範囲が明確でないというものがありません。実住に基づいて、実際に住むのに必要ということに基づいて不動産を購入すること、これについては規制されるべきではないと考えておりました。また本市でいいますと、永住する外国人等が不動産を購入してくことは空き家問題の解決にも資するものと考えております。

以上の点から、本意見書案には反対であります。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番諸橋太一郎議員。

[18番諸橋太一郎議員登壇]

○18番 諸橋太一郎 議員 議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）についての賛成の立場で討論をさせていただきますが、今回の補正予算に関してもろ手を挙げての賛成ではございません。

特に牛久シャトー経営安定化補助金につきましては、今回補正予算で計上されております2,000万円、来年度当初に予定されております5,000万円に限定されるべきであり、令和4年度中に経営安定化の見込みが立たない場合、牛久シャトー株式会社は今後の事業撤退を含めての牛久シャトー運営の在り方を検討する必要があると考えます。

牛久市執行部におかれましても、物言う株主として、今回の補助金が決して無駄にならないよう、経営陣に対し、経営安定化の施策を強力に推し進めるようさらなる取組を要望し、賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。6番山本伸子議員。

〔6番山本伸子議員登壇〕

○6番 山本伸子 議員 議案第59号、一般会計補正予算（第5号）の原案に対する反対、そして修正案に対する賛成討論となります。

まず初めに、私も牛久シャトーは市のシンボルであるとともに、貴重な歴史的・文化的財産であり、それを守り活用していくことの重要さは重々承知をしておりますが、今回の牛久シャトー株式会社の財政支援とは別の問題として捉えておりますので、そのことを申し添えて討論いたします。

6月議会までは、牛久シャトー（株）への法的な部分の支援以上は行わないとの御答弁でしたが、それを一転し、今回1,000万円が経営安定化補助金という名の下に追加支援として上程されました。しかしながら、内容を見ると、経営安定化とは名ばかりで、赤字補填としか思えない補助金であり、第三セクターへの赤字補填は原則行わないとしている自治体も数ある中での今回の支出を執行部としてはどうお考えなのでしょうか。

自治体会計の大原則として、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないということがあります。この大原則に照らしても、今回の補助金の在り方には疑問が残ります。

第三セクターの経営は自らの判断と責任に基づき遂行されるものとし、あくまでも第三セクターといえども民間企業であるので、市民の税金の投入は慎重に判断しなくてはいけないと幾たびも同じような説明が繰り返されてきたにもかかわらず、見識不足というたった4文字で総括する、その言葉の軽さに愕然とするばかりです。議会での答弁とはそのように軽いものなのでしょうか。

そもそもオエノンがコロナ以前に経営不振で撤退した後、第三セクターを立ち上げる際に現

状の把握をし、問題点を明確化し、それに対する解決策を提案するという検証と戦略が取られていたのか。そして、それが慎重に計算された根拠に基づくものだったのか。この2年間の経営状況を見る限り、コロナ禍が原因だけではない計画の甘さは否めません。

執行部からは、令和4年度までの経営状況を見極めて、経営基盤について踏み込んでいくとの説明もありましたが、牛久シャトー株式会社から提出された収支見込みからは、来年一年で経営改善するとはとても考えられず、問題の先送りとしか思えません。この議案に賛成する議員の方々には、今回の2,000万円と来年度の5,000万円で経営が改善すると私が納得できる根拠、そして市民に説得できる理由をお示しいただきたいと思います。

市長は、市民が意気消沈することは避けたいとして、当初の方針を変更する政策判断をされた、その胸中はお察しいたします。しかしながら、310人の嘆願や2万2,000余の署名の重さは尊重しつつも、その上でなお重きを置くべきは市民8万5,000人にとっての税金の使い道の透明性と納得性、公平性であると考えます。

よって、この原案には反対をするものです。

議員各位の皆様のご賛同を心からお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。19番市川圭一議員。

〔19番市川圭一議員登壇〕

○19番 市川圭一 議員 議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、商工費、牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金及び意見書案第14号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、シャトーの議案第59号ですが、現在における道のりは大変厳しいものであります。各議員が語る討論が示すように、全面的に賛成するには納得がいかないのは当然であります。市長の公約であります復活と再生には牛久シャトーがあり、執行部の責任も大である。また、可決された場合には議員にも当然責任がある。そして、牛久シャトー側の対応も私は他人事のように感じられます。

しかしながら、1点だけで私はこの思いがありますが、ここにある一枚の写真があります。ここに写っている方はシャトーにそれぞれ思いのある方が写っています。ボランティアで美しいシャトー、牛久のシンボルを守るために活動している実態があるからです。この思いを絶望に変えることなく、今後より精査し、健全な方向へ導いていくための手段として賛成するものであります。

続きまして、意見書案第14号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書について賛成をいたします。

反対討論等にもございました、私も国のほうに問合せをし、回答をいただいております。少

し抜粋して読ませていただきます。

外国資本による土地取得の懸念、近年、長崎県対馬市や北海道等において外国資本による土地取得の事案について懸念が示されている。地理的に韓国に近い長崎県対馬市には、韓国から多くの観光客が訪れており、観光業が主要な産業の一つとなっている。中には自衛隊基地の林地が対馬に住む島民の名義で韓国資本に買収されたこと等、地元住民の不安を一層高める事例が報じられています。

また、林野庁が平成22年度以降公表している外国資本による森林買収に関する調査によれば、平成18年から令和元年にかけて居住地が海外にある外国法人または外国人と思われるものによる森林買収の事例が全国で264件、2,305ヘクタールが確認されている。このうち北海道は212件、1,738ヘクタールを占める状況にある。中には利用目的が未定または不明なものも散見されていることから、外国資本の森林買収の実態が十分に把握されているとは言い難い状況にある。

これまで政府は防衛施設をはじめとする重要施設の周辺及び国境離島における土地利用に関する方針について、閣議決定により国家安全保障の観点から土地利用等の在り方について検討するとしてきた。国家安全保障戦略では、国境離島の保全・管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国家安全の保障の観点から、国境離島防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討するとされ、経済財政運営と改革の基本方針2020、令和2年7月17日では、安全保障等の観点から関係府省による情報収集など、土地所有の状況把握に努め、土地利用管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずるとされているとあります。

WTO（世界貿易機関）、このGATSですね、文言の中に含まれています。記の2のGATS、これはサービス貿易に関する一般協定ということでございまして、この意見書のやはり問題点というのは、耕作放棄地等の農林や山林にも及んでいることということをあえて加えております。本来であれば国家安全保障ということが、これは外国人や日本人にかかわることなく全ての人種というか、人間に対する法律であります。ただこの意見書では、この牛久市周辺でも耕作放棄地農地のそれを買収することによって何がされるか分からないということを強調したいのだということをお私思っております。

以上の観点から、私はこの意見書に対して賛成の立場で討論とさせていただきます。以上で終わります。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第56号ないし議案第67号の12件、意見書案第14号及び意見書案第15号の2件、請願第5号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第56号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、これに関しては修正案が出されております。

まず、本案に対する利根川英雄議員外3名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 15番須藤京子議員。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明してください。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの議案第59号について、予算常任委員会では附帯決議（案）が提出されております。そこで、本議会としての意思を示すため、同様の決議案を提案するものでございます。

○杉森弘之 議長 ただいま、15番須藤京子議員から、議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議の件について動議が出されました。動議は会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後0時18分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番須藤京子議員から決議案第6号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第6号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、決議案第6号の1件を議題といたします。

追加日程第1 決議案第6号 議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 決議案の朗読をもって提案理由といたします。

決議案第6号、議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）。

議案第59号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）には、商工費「牛久シャトー運営に係る経営安定化補助金」2,000万円が計上されている。また、市執行部の説明では、令和4年度の当初予算においても5,000万円をさらに計上する予定とのことである。

これは、これまで市議会ですぐ牛久シャトー株式会社（以下、同社という）の経営は大丈夫かとする質問に対し、そのたびに市執行部が同社に補助金は出さないと繰り返してきた答弁と大きく食い違うものである。

コロナ禍によって観光業・飲食業が大きな打撃を受け、赤字経営を余儀なくされている企業も多いことは認識されていると思うが、それではなぜ同社に補助金は出さないと答弁してきたのか、今後も赤字が続けば市が税金で補填し続けるのか等、疑念を生じさせるものである。

補助金の原資は市民の貴重な税金であり、補助金の支出は慎重の上にも慎重でなければならない。そして、「地方公共団体は、市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法第1条の2）に合致したものでなければならない。

他方で、同社を現在の状況で倒産に追い込むことは、牛久シャトー復興を望む市民の願いに背くことになり、牛久シャトー所有者であるオエノンホールディングスとの信頼関係を損ないかねないことでもある。

そこで、市議会としては、市執行部に対して、以下の点に十分に配慮されるよう強く求めるものである。

記

1. 同社への経営安定化補助金は令和3年度及び令和4年度の2か年に限定すること。
2. 令和4年度終了時点で、同社の黒字化等、経営安定化の見込みが立たない場合は、経営陣の刷新を含めた経営安定化に向けた事業計画の策定のための強力な行政指導を行うこと。
3. 役員報酬の減額を含め現段階で可能な限りの経費削減の取組を一層強化するよう行政指導すること。
4. 同社に関する情報は、市議会に丁寧に開示するよう努めること。

以上、決議する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第6号についての質疑を許します。9番甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 決議案第6号、議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）に質疑をいたします。

牛久シャトーそのものの復興は市民の多くの方が望む声であり、レストランやショップといった飲食部門や文化的価値を利用した観光部門の観点から見ても、何度も申し上げてきたように、それは周知の事実であることは認識しております。

しかしながら、今回の補正予算は、これまでの調査や質疑において第三セクターである牛久シャトー株式会社の経営手法や手腕に大きな疑問が残り、さらには倒産の可能性とあるが、ほかの手法にて経営再建の方策もあるのではないかと考えておりますことを踏まえ、経営改善を求めらる附帯決議に対し、以下3点の御質問をいたします。明朗なる答弁を求めます。

1つ、同社への経営安定化補助金の令和3年度及び令和4年度の2か年とあるが、令和4年度終了時点において赤字決算の場合は財政支援は一切行わない前提であるのか。また、経営安定化に向けた事業計画の策定のための強力な行政指導とは実態は何か。具体的な案をお示ください。

さらには、経営安定化のみならず、環境整備及び設備投資またはテナント誘致といったとおり、今後新たな経費が発生し得る可能性もあると思えるが、そのような場合において牛久シャトー株式会社から提出された収支見込みにおいて判断すると、資金繰りができないと思われるが、そのようなケースはどう行政指導を求めていくのか、具体的な案をお示ください。

3点目といたしまして、可能な限りの経費削減の取組とありました。具体的にどのようなことであるのか、お示しいただきたいと思います。

以上、3点でございます。

○杉森弘之 議長 15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、ただいまの甲斐議員の質問に対してお答えいたします。

なお、この附帯決議（案）は、予算常任委員会の中で提出されたものでございます、前提として申し上げたいのは。その中で提案者の理由、それ以上の質疑を、これは動議として出されたので、私個人の意見も加えてもいいということで事務局からもそういうふう聞いておりますので、そこを含めて、これは委員の皆さんがどう考えたのかというようなところまで委員長としては報告できませんので、その点をお含みおきいただいた上で答弁をさせていただきたいと思います。

赤字の場合、今後、この令和3年度及び4年度2か年に限定するというところで、これは執行

部のほうの説明に、その中で今後のシャトーの経営をどうしていくのか、そこでしっかりと見極めたいというような答弁がありました。なので、そこまでを議会としてはどういうふうにしシャトー経営をしていくのか。そこを見極めた上でないと、今の段階であれこれと先に予測を立てた上で結論を出してしまっていて、そういう時期ではないと判断をいたしました。

そして、その結果、赤字になった場合、これはまたその時点での新たな議論になろうかと思えます。私個人がここで提案者としてどういうふうを考えるということは、今の時点では私は差し控えたいと思えます。

それから、行政指導についてでございます。経営安定化のための強力な行政指導ということで、第三セクターに対しましては、その株主である市は、こうした内容に踏み込んだ指導もできるというふうには聞いております。ですから、市が、市民の皆様の要望から始まったシャトー存続、にぎわいの復活、これをどうしていくのがいいのか。税の公平性の観点から疑問視する御意見も出されましたが、では、税の公平性とは一体何であるのか。そういうものも含めた根本的な議論に行ってしまうように私は思います。

ですので、そういうふうはこの一年をかけて執行部がこのシャトーの存続、あるいは場合によっては清算に至るようなこともあるかもしれない。そこを踏まえてしっかり見極めるというふうに答弁の中でおっしゃっておられたので、その点に期待をしたいと思っているところでございます。

それから、次の可能な限りの経費削減という具体的な取組ということでございました。やはり、役員報酬の減額、そういうことも含まれるのかもしれませんが、しかしながら、自ら何をどうしていくのだというシャトー株式会社の考え、これを私は尊重すべきだと思っております。その経営の逐一を私は知っているわけではありませんので、この経費の一部をどう削るというようなことをここで御答弁申し上げるところまで至っておりませんので、その点は御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○杉森弘之 議長 2番の答弁漏れですか。いや、3点回答しているけれども。では、その回答していないというところについて、答弁漏れということによって、それは自席で結構です。

○9番 甲斐徳之助 議員 御答弁ありがとうございました。

答弁漏れだと思うんですけれども、2番項の経営安定化のみならず、環境整備及び設備投資、テナント誘致等といった今後新たな経費が発生するケースの可能性もあると思えるが、そのような場合において牛久シャトー株式会社から提出、そのくだりですね、資金繰りができないと思われるが、どう行政指導を求めるのかという部分に関して答弁をされていないと思えます。

○杉森弘之 議長 15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 失礼いたしました。

新たなケースに対する収支、これからの資金繰りということです。これも牛久シャトー株式会社から執行部からも含めて令和3年度及び4年度でしっかり考えていくという中に、例えば新たな事業を起こすというようなこと、これが事業展開の中で、例えば国の補助金等を使ってできるような事業であるとか、また適切な資金計画の下に事業展開を図ることの中で資金繰りというような問題が出てきた場合には、それはその時点で議会全体で考えていけばよろしいのかと私は考えます。以上です。

○杉森弘之 議長 9番甲斐徳之助議員。

○9番 甲斐徳之助 議員 御答弁をいただきありがとうございます。何点が再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番項におきましては、新たな事業展開を見極めるとありました。内容に踏み込んだ税の公平性等々の御説明がありました。具体的な案ではないと思われ。それに関して再度どう思うかお答えいただきたいのと、そもそもなんですけれども、強く行政指導を求めていくとありましたが、第三セクターとはいえ民間事業に対して、須藤委員長の答弁ですと、権限があるようなお話をされておりましたが、今回の場合ですと、違反や禁止行為を行ったわけではないのに強い行政指導といった文言になっているんですけれども、それはどういったことなのか、明快な御説明を求めたいと思います。私としては、この議案を通すには株主として要望事項にとどまるのではないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えになるかという点を2点目の再質問にしたいと思います。

さらには、御答弁を聞いていますと、具体的な経営改善案の御説明がなされていないと思うんですけれども、そういったところに対して具体的な内容を盛り込んだ附帯決議（案）を再度時間を使って御提案するお考えがないかどうかを確認したいと思います。

以上、3点です。

○杉森弘之 議長 15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 それでは、最後の御質問に対する答弁をいたします。

ただいま私がお答え申し上げたものはいずれも具体的なものはございません。それは、私はこの2,000万円の支出が妥当なのかどうかを判断する、議員としてただこのまま手放しでこのシャトー株式会社の隆盛のためにはいかなるものを支援してもいいのだという考えに立っておりません。ですが、私は経営者ではありません。株主でもございません。一議員としてこういうものがあつたらいいなということを申し上げることはできます。しかしながら、今この決議案で言っていることは、2,000万円が妥当なのかどうか。妥当だったとしても、どれは注意しておかなければいけないねということを申し上げていることであって、私が私の見解

に基づいた具体策を提示できないことが、この決議案を判断する材料にはならないと思っております。

ですから、一議員としてこうあったらいいなというような具体策は申し上げません。それは詭弁というふうに思われるかどうか、これは分かりません。しかしながら、私たち議会は今2,000万円の支出が妥当なのかどうか、妥当だったとしても、ここはやっぱり注意して経営に当たっていただきたい、市としてはここにきちんとした発言をし、シャトー株式会社の運営に責任を持つようにというような意味でこの決議案を上げているところですので、甲斐議員の具体的などというような質問には答えられません。

以上が私の答弁です。全般にわたってそれが基本になっておりますので、この答弁をもって甲斐議員の2回目の質問に答えたということにさせていただきます。

○杉森弘之 議長 9番甲斐徳之助議員。自席どうぞ。

○9番 甲斐徳之助 議員 申し訳ないんですけども、具体案を出せないという趣旨向きは分かりました。ただ、私、質問を入れているんですよ。そもそも行政指導とは何かということを知っているのに対して答えられていないし、もう一度具体案を盛り込んだ附帯決議（案）を出し直す気はないかという2点におかれて何の答えもいただけていないんですが、その点はどうかでしょうか。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員に申し上げます。

15番須藤京子議員は、1番、2番、3番に関わって答弁とすると答えておりますので、それで答弁ということになると思います。（「はい、分かりました」の声あり）

○杉森弘之 議長 ほかに質疑はございませんか。10番池辺己実夫議員。

○10番 池辺己実夫 議員 この附帯決議（案）で、私は1点だけです。同社への経営安定化補助金は令和3年度及び令和4年度の2か年に限定するとここに書かれているんですけども、もうこの2か年以降は一切認めないという形で、シャトーは議会は見放すんだという形で受け取っていいのでしょうか。その1点だけ質問します。

○杉森弘之 議長 15番須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 池辺議員のただいまの御質問に対して答弁申し上げます。

まず、この記のところの1項目め、この2か年に限定することということは、それ以降のことについてどうなのかということでございました。それも、先ほど来申し上げておりますように、執行部が来年度、令和4年度において今後牛久シャトーをどうするのかということのもうタイムリミットを切って考えていくのだというような質疑の中の答弁がございました。そこから由来しているものでございます。ですので、今後について、その中で存続というようなこと、あるいは清算だというようなこと、これを今この段階で論ずることは先ほど申したような理由

で私は控えたいと思いますが、これはそのときの市がどう判断をつけ、結論づけようとしているのか、その点を尊重するというにほかなりません。その意味での2か年であると私は理解しております。以上です。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、決議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第6号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）に対する賛成討論を行います。

本附帯決議（案）は、牛久シャトー株式会社経営安定化補助金2,000万円を無条件で支出することを同意するものではございません。今後、市執行部は今まで以上により厳しく牛久シャトー株式会社に対して指導していくとともに、必要な牛久シャトー株式会社の経営状況等を議会に対してしっかりと開示していくように求めていく、そうした議会としての意思を示す決議案でございます。その意味で、この決議案、しっかりとこの原案に付することは非常に重要であると考えております。

議員諸氏の賢明な御判断をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより決議案第6号について採決いたします。

決議案第6号、議案第59号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、決議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第6号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第14号、土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第15号、文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第5号、公共工事の発注に係わる指名業者の選定に際して、地場産業育成の観点から、市内業者を優先すること等を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、請願第5号は採択することに決しました。

次に、日程第16、議案第68号の1件を議題といたします。



議案第68号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 現在上程しております議案に加え、本日、1件の追加議案を上程いたします。

議案第68号は、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第7号）でありまして、既定の予算額に6億5,008万8,000円を追加し、予算の総額を311億1,532万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策となる、子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費補助金を増額計上するものでございまして、歳出といたしまして、民生費の児童福祉費は、クーポン券を基本とする5万円分の子育て世帯への臨時特別給付について、支給するまでに時間がかかること、また多大なるコストがかかることから、現金支給が最も迅速に支給できることが可能な手段であったため、現金を支給するものであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯が卒業、入学、新学期の準備に活用することができるように、議案第67号で上程しておりました子育て世帯臨時特例給付金と合わせ10万円として一括支給できるよう追加計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第68号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、議案第68号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番長田麻美議員。

〔5番長田麻美議員登壇〕

○5番 長田麻美 議員 議案第68号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場から討論をいたします。

報道でも毎日のように取り上げられておりますが、政府が18歳以下に対する10万円の給付対応について、5万円分は子育て関連の用途を限定したクーポンを配付する検討がなされておりましたが、これに関し、多額の事務費用や印刷代がかかり過ぎる、スピーディーに給付ができない、使い勝手が悪い、自治体の事務手続の負担が大き過ぎる等、多くの懸念がありました。やはり、一括給付が望ましいと国民の声が多く上がっております。

また、この政策自体には疑問が残るところであります。例えば、世帯主が960万円以下、夫婦お互いに900万円ずつ共働きで1,800万円の御家庭には子供がいれば給付される点、住民税非課税世帯で収入が少ない世帯でも子供がいなければ給付されない点や、苦しむ大学生や若者に給付がされない点等であります。本当の生活困窮世帯に分配ができないことは、政策自体に問題があると考えます。生活困窮世帯に関する給付については、これは国の結果を待つばかりではなく、地方自治体も早急に進めるべきであります。

また、他の地方自治体の令和3年度第4回定例会が終了してしまっているところも多くあることを考えれば、この案件に対してはなぜ一括給付を国がもっと早く示せなかったのか、なかなか煮え切らない、定まらない国の政策に執行部も振り回されたのではないかと推察いたします。

しかしながら、今回国から示された中での一律10万円給付に関しては、牛久市は国民・市

民の声に寄り添い、なおかつスピーディーに全額給付をする議案を次に持ち越すことなく提出されたことは、市長をはじめ執行部の適切な判断であると思います。

以上の理由から賛成をさせていただきます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号の1件について採決いたします。

議案第68号、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議員提出議案第4号の1件を議題とします。



議員提出議案第4号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 本文の朗読をもって提案理由といたします。

議員提出議案第4号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について。

本件は、本会議において電子採決システムによる採決を活用するため、「電子採決システムによる投票」を投票による採決方法の一つとして、表決に関する条文に新たに加えることにより、採決の結果を明確化するとともに、会議の円滑化を図ることを目的として、牛久市議会会議規則の一部を改正するものであります。

また、委員会における表決は挙手により行っていることから、規則を実態と合わせるため、起立による表決から挙手による表決に改正するものであります。以上です。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、議員提出議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

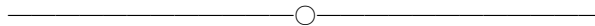
これより議員提出議案第4号の1件について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、意見書案第16号の1件を議題とします。



意見書案第16号 水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書の提出
について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 意見書案第16号、水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書（案）。

平成18年4月から施行された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働

関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。労働者側はもちろん、紛争を早期に解決したいと考える使用者側にとっても評価が高い制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判の申立件数は増加している。

また、労働審判制度は導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部及び広島地方裁判所福山支部においても取扱いが開始された。

しかしながら、水戸地方裁判所土浦支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため茨城県県南地域の住民や事業者が労働審判を利用するには、本庁がある水戸市まで出向かなければならず、移動のために多大な時間的、経済的な負担を強いられることになる。

そのため、結果として長期間の争いになることの多い通常訴訟を水戸地方裁判所土浦支部に提起したり、あるいは費用対効果の観点から労働審判の利用を諦めざるを得ないケースも生じている。

市民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、本市議会は、地域における司法の充実を実現するため、下記の事項が速やかに実現されることを強く要望する。

記

1. 水戸地方裁判所土浦支部において、労働審判の取扱いを開始すること。
2. 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第16号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、意見書案第16号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第16号の1件については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第16号の1件について採決いたします。

意見書案第16号、水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに掲載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第20、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サ

イドボックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第21、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドボックスに登載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和3年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 秋 山 泉

署名議員 伊 藤 裕 一